

地区計画をつくるまで

みなさんの手で

地区のみなさんの
発意

地区のみなさんの「まちづくりをしよう」という
気運が高まることが大事です。
また、早急な対策が必要な地区については、町か
らまちづくりを提案します。

地区のみなさんの
話し合い

地区の問題や将来像、また、まちづくりの方法を
話し合います。

地区計画をつくる
ことを決める

地区計画をつくるかどうかは、地区にかかわる多
くの方々の意向を反映して決めることが大切です。

みなさんと町が協力して

地区計画の案づくり

みなさんと町が協力して、地区計画の案づくりを
はじめます。
また、地区をよく知るために必要な調査をします。

多くのみなさんの
意見を聞く

意向調査や説明会などを通して、みなさんの意見
や要望をうかがいます。

原案をまとめる

みなさんの意向を反映した地区計画の原案をつく
ります。

町の手続き

都市計画法の手続き

原案の縦覧、町や県の都市計画審議会の審議、県
知事の承認を得る手続きをします。

地区計画の決定

町長が決定を告示します。

ここから、地区計画によるまちづくりがスタートします。